

安濃中央総合公園内野球場

安濃中央総合公園内野球場



ダッグアウト



メインスタンド



本部席

所在地	津市安濃町田端上野1041 (安濃中央総合公園内)
施設内容	<p>○グラウンド 11,960㎡ (両翼91m、中央120m)</p> <p>【使用可能種目】硬式野球1面、軟式野球1面、ソフトボール1面 など</p> <p>○夜間照明設備 有り</p> <p>○観覧席 メインスタンド1,300人、内野・外野芝生席2,300人</p> <p>○本部席、会議席等</p> <p>○スコアボード(差込式)</p>
施設利用時間	9:00~21:30
駐車場	150台(安濃中央総合公園と併用)
連絡先 (お問い合わせ先)	<p>(安濃中央総合公園内体育館事務室)</p> <p>・TEL 059-268-0100</p> <p>・FAX 059-268-3220</p>

安濃中央総合公園内野球場の利用料金(単位：円)

使用区分		利用料金		
野球場	入場料等を徴収しない場合	1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり	2,000	
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツのために使用する場合	1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり	4,000
		その他の場合	1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり	12,000
	夜間照明	半灯	30分(30分未満は、30分とする。)当たり	2,000
		全灯	30分(30分未満は、30分とする。)当たり	3,000
放送設備	一式		1,000	
冷暖房		1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり	500	
シャワー		1人1回につき	100	

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 2 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。
- 3 平日の午前9時から午後5時までの間に入場料等を徴収しないで野球場を使用する場合の利用料金は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり 1,000円(市外の者が使用する場合には、2,000円)とする。